

## 『ユートピア』解明のための一試論

—トマス・モアにおける正義の観念—

鈴木 宜 則

## Solution of "Utopia" : an Essay

—The Idea of Justice in Thomas More—

Yoshinori Suzuki

## はじめに

同時代人であるマキアヴェッリの『君主論』と並んで、否、それにも増して、トマス・モアの名著『ユートピア』<sup>1)</sup> 程、多種多様な解釈がなされ続けて来た書物は他に類を見ない。それは、或は戯作として、或は共産主義の綱領として、或は理想的な異教国の叙述として、様々なニュアンスを帯びて把握された<sup>2)</sup>。また、それは、最近でも一部の人達からは依然として謎とされているといった有様である<sup>3)</sup>。このように解釈が分れるのは、それが、『君主論』同様ルネッサンスという中世から近世への過渡期の産物であり、それゆえに、論者の立場が反映し易いということのほか、それ独自の特殊事情に基づく。それが、『ユートピア』という「国家小説」(Staatsroman)の構成方法そのものの性格であることは言うまでもない。すなわち、そこでは、「ユートピア」島に航海したラファエル・ヒュトロダエウスという哲人が、モアと友人のペーター・ヒレスに語るという叙述形式が採用されているのである。

ところで、モアは、ルネッサンス期イギリス有数のヒューマニストとして、古典の研究に従事するとともに、カトリックの信仰を生涯持ち続けた<sup>4)</sup>。ここに明らかなように、ヒューマニズムとカトリシズムとは、モアを規定する二大要因だったのである。そして、種々の解釈が生れる原因は、この両要因の秤量如何にある。従来解釈は、前者を余にも自由なものとして考えるか、後者を余にも固定的に捕えた所に欠陥があったように思われる。しかも、そこでは、『ユートピア』を解明するのに決定的に重要であると考えられるモア独自の正義の観念が、殆ど顧慮されなかったのである<sup>5)</sup>。このモアを規定する第三の要因とも言うべきものは、キリスト教の信仰に裏打されたものであった。

そこで、本稿では、トマス・モアのヒューマニズム、カトリシズム、正義の観念三者の相互連関を解明し、主として『ユートピア』に現われた彼の政治思想を統一的に把握することによって、その基本的性格を明らかにし、以て、政治思想史上におけるモアの地位を正当に評価したいと思う。その際、ここでは、従来論争の焦点とされて来た『ユートピア』の基本的制度を中心とする、その内在的認識に重点が置かれるであろう。

最後に、用語法についてであるが、本稿では、モアの著書全体を指す場合には、『ユートウピア』と表わし、その第二巻に見られる国家像だけを指示する場合には、「ユートウピア」とし、一般にユートウピアとされているものについては、そのまま使用する。

#### 注

- 1) わが国では『ユートピア』と表わすのが普通であるが、本稿では、原語の発音に従った。
- 2) 『ユートウピア』に関する研究文献については、例えば、伊達功『近代社会思想の源流』、1970年、90—163頁および巻末の「参考文献」参照。
- 3) M.L. Berneri, *Journey through Utopia*, 1950, p. 58.
- 4) モアの伝記的資料については、例えば、R.W. Chambers, *Thomas More*, 1957. が詳しい。
- 5) このことは、モアがその後半生を有能且公正な法律家・政治家として活躍したことに照らして、何ら不思議ではないであろう。

## 第1章 「ユートウピア」人の哲学

### 第1節 快 楽 主 義

「ユートウピア」では、哲学上の「すべての論争の中で第1の、そして最大の論争は、それがたとい1つのものであれ多くのものであれ、とにかくどういうものに人間の幸福があるか」ということである<sup>1)</sup>。これに関して、彼等の多くは、幸福は快樂の中にあると考えている<sup>2)</sup>。しかし、「どんな快樂にでも幸福はある……のではなく、善良な正しい快樂にのみ幸福がある」とされる<sup>3)</sup>。この快樂は、自然に従って生活する時に享受され、しかも、そうすることが徳であると考えられている<sup>4)</sup>。ところで、自然と理性とは同一視されている<sup>5)</sup>のだから、結局、幸福＝善良且正しい快樂は、理性に則って生活を営む時に実現されるということになる。ここで、健全な快樂とは、「そこに佇む人に自然が喜を味わわせてくれるような、肉体と魂の総ての運動と状態」だとされる<sup>6)</sup>。精神的快樂には、知性の活動と真理の観想から生れる喜、および、善良な生活の記憶と未来の幸福に対する確実な希望が属する<sup>7)</sup>。また、肉体的快樂には、快感が感覚的に明確に感じられる場合と、肉体の静かな調和のとれた状態＝健康の2種類があり、後者は、基礎的快樂とされる<sup>8)</sup>。したがって、単に虚栄心や残忍性を満足させるに過ぎないような、反自然的＝反理性的な偽の快樂は、排斥されることになる<sup>9)</sup>。ここに、理性的人間像が考えられている。あらゆる快樂の中で最重要のものは精神的快樂であり、中でも最大のものは、徳の実践と善良な生活の自覚から生れる快樂である。

ところで、「ユートウピア」人達によれば、理性は、人間に対して各自の幸福を勧誘するだけでなく、万人が幸福な生活を享受し得るように、相互に援助し合うことをも勧めているとされる<sup>10)</sup>。ここに、狭義の徳の問題が登場することになる。彼等は考える。他人の困窮を軽減し、悲哀を除去することによって、彼に快樂に満ちた幸福な生活を回復してやるのが、人間らしさの極致であり、最も人間に固有且独特の徳である<sup>11)</sup>と。しかし、このようなエピクロス的快樂主義のストア的修正といえども、彼等の基本的な信条と何ら矛盾するものではない。というのは、他者のために自己の当面の快樂を抑制する場合には、持続的な精神的快樂によって報われるからである<sup>12)</sup>。

このように、「ユートピア」では、人間生活の究極目標が理性に基づく快樂ないし幸福に求められ、それは、構成員の隣人愛の精神によって万人に享受可能なものとされる。すなわち、この快樂の国では、人間の幸福の条件が、国民相互の隣人愛の精神に求められているのである。それは、取りも直さず、国家存立の紐帯でもあった。

ところで、注目すべきことに、以上のような「ユートピア」人の快樂主義は、その根拠が宗教に求められているのである。この宗教的原理とは、「魂は不滅であり、神の慈愛によって幸福のために創られている。この現世の生活の後で、我々の徳や善行には褒賞が、悪行には罰が与えられるように定められている」というものである<sup>14)</sup>。こうした靈魂の不滅とその幸福志向的の被造性、ならびに、神の存在と現世の行為に対する来世での賞罰という宗教的原理が容認されるのは、人間が眞の幸福を探究するためには、理性だけでは不十分だからであるとされている<sup>15)</sup>。もし、こうした宗教的原理を排斥するならば、現世における困難な徳の追求は、結局総て徒勞に終ることになる訳だから、あらゆる方法による快樂の追求が容認されるようになる虞があるというのである<sup>16)</sup>。他方、「こういう原理は宗教的なものではありませんが、彼等は、……人は、理性によってそう信じ、認めるようになると思っています」<sup>17)</sup>として、理性と信仰の調和が説かれている。「ユートピア」人にとっては、「理性は、人間に何よりも先ず、気高い權威（これは、人間存在の根拠であり、人間の幸福の根拠である。筆者）に対して愛と尊崇の心を燃えさせたせる」ものなのである<sup>18)</sup>。

このように、「ユートピア」においては、現世を支配する原理は、何よりも先ず理性であり、これを規制する原理として、理性によっても喚起される宗教がその背後に考えられているのである。

## 第2節 正義の観念

自然は、人間に対して、幸福な人生を勧告するばかりでなく、「より楽しい人生を作り出して行く際に、相互に助け合うように勧めています。……というのは、人類一般の境遇からはるかにかけ離れた運命を与えられた人間、それゆえ、自然がその人だけに配慮を加えるというような人間はおりませんし、自然は総ての人々を同じ姿を持つという共通の絆で結び、総ての人々を平等に可愛がってくれるからです」<sup>19)</sup>。人間は同一種族に属し、人間存在が基本的に同質的であるがゆえに、自然はこれを平等に処遇する。したがって、自然は、人間の間には平等が生じないように、類的存在としての人間に対して、相互扶助を勧告するわけである。ここに、「ユートピア」人の正義の観念を窺うことができる。彼等によれば、人間は、多種多様な諸属性を捨象して、ただ人間であるというだけで、総て自然の前に平等である。換言すれば、人間には等しく幸福な生活を営む権利が与えられているというのである。

ここに見られるのは、「各人に彼のものを (suum cuique tribuere)」という語句によって端的に表わされる、正義の観念である。「ユートピア」人にとって、「価値に相応のもの」(アリストテレス)とは、快樂に満ちた幸福な生活である。それは、生活条件の整備を俟って初めて可能となる。それゆえ、個人間の契約だけでなく、正当な手続によって成立した「快樂の素材である生活必需品の分配に関して作られた公法もまた、遵守されなければならない」ということになる<sup>20)</sup>。無論、こ

の法律は、アリストテレス流に言えば、「正しい」詳しくは「均等的」な内容を有し、これを侵犯することは、「不正な」詳しくは「不均等的」且「違法的」行為であるということになる。また、「こうした法律を犯さない限り、自分の便宜について配慮することは賢明な（「正しい」詳しくは「適法的」な、筆者）ことであるのに対して、「自分自身の快樂を追求するばかりに、他人の快樂を奪い取るとは、不正な（*iniuria*、詳しくは、「不均等的」したがって「違法的」、筆者）こと」である<sup>21)</sup>。近代的な用語法に従えば、権利の行使は、その内在的原理である公共の福祉によって制限されるというわけである。

しかしながら、こうした正義の観念は、何よりも、「ユートピア」の中心的制度である共産制にその制度的表現を見出す。後述するように、そこでは、共産制によって各人の生活に一樣に不可欠な物質的基礎が確立・保障され、それを前提として、人間の幸福がそこに存在する精神の自由と洗練のために余暇が利用され、しかも、それが可及的に増大することが要請されているのである<sup>22)</sup>。このような人間の尊厳に適応しい生活を実現するためには、先ず、国民全員の経済的基盤が堅固なものでなければならない。これを保障するために考案されたのが、物資の平等な分配を目的とする共産制にほかならなかったのである<sup>23)</sup>。しかし、分配が平等であるだけでは、人間に値する生活を営むことは不可能である。そのためには、豊富な物資の存在が前提条件となる。ここに案出されたのが、国民皆労の原則である。すなわち、人間は、社会的に有用な勤労に参加することによって初めて、各人に本来帰属すべきものを享受する資格があるというのである。上記の自然の人間に対する相互扶助の勧告ということは、このような文脈において理解されなければならない。それだからこそ、『ユートピア』の末尾において、ヒュトロダエウスが、その共産制に基づく財の公平な分配によって生計と幸福が全国民に保障されている「ユートピア」を、「ユートピアのこういう公平さ（*aequitas*）をほかの民族の間に見られる正義（*iustitia*）と比較しようなどという大胆な人がいたら、私はお目に懸りたい。私は、ほかの民族の間に正義（*iustitia*）や公平（*aequitas*）の跡形をいくら見つけようとしても見つけられません」として、最善の社会であると絶讃した直後に、一方には、怠惰な不労所得者や社会的に不必要な仕事への従事者の贅沢が、他方には、社会的に必要不可欠な労働への従事者の悲慘が併存している他の社会を、不正な（*iniquus*）ものとして厳しく批判しているのである<sup>24)</sup>。

更に、「ユートピア」では、自己の利益に対する配慮を越えて、「公共の福祉を考えることは、市民的義務意識の現われ」であり、「他人に与えるために自分の物を何か譲ってやるということは、正に人間性と善意の義務」である<sup>25)</sup>として、他者のために自己の利益を犠牲に供する愛の行為が、高く評価されている。しかも、注目すべきことに、これは、「ユートピア」人の根本思想であった快樂主義と結びつけて考えられているのである。すなわち、そうした行為は、持続的な精神的快樂をもたらす、最終的には、それに対して「神様は、短く小さな快樂の代に、計り知れない程大きな、終を知らない歡喜を以て報いてくださる」というのである<sup>26)</sup>。ここに、快樂主義の最終的根拠が宗教的原理に求められていたのと同様に、自己犠牲的な隣人愛の行為の根拠もまた、宗教に置

かれていることが分る。してみれば、各人が快楽に満ちた幸福な生活を営み得るように、相互扶助を自然＝理性が勧告していると主張される<sup>27)</sup>時、この自然ないし理性の背後には神が存在し、それらに働きかけているものと解しても支障ないであろう。何よりも、「ユートピア」人は、そもそも「真の幸福を探究するためには、……宗教的原理を伴わないただの理性は、不十分で弱いと考えている」<sup>28)</sup>のである。

このように見てくると、「ユートピア」人の正義の観念は、その根拠を神ないし宗教に置いていることは明らかであろう。しかも、正義は愛によって裏打され、逆もまた真なのである。というのは、「ユートピア」においては、一方では、国民全員に対して快楽に満ちた幸福な生活を保障する（正義の要請）ための基礎的条件として、国民皆労の共産制が採用されているのであるが、それは、相互扶助（隣人愛）の精神の存在を前提としてのみ存立し得、何よりも、自然究極的には神が、人間すべてを平等に愛するものであるという見解の制度的具現であったからであり、他方では、隣人愛は、理性究極においては神にその根拠を有する正義に支えられることによって初めて、堅固なものとなるからである。

いずれにせよ、「ユートピア」人にとっては、正義 (*iustitia*)こそが、「社会の最も堅固な中核」であるべきものだったのである<sup>29)</sup>。

#### 注

- 1) The Yale Edition of the Complete Works of St. Thomas More, Vol. 4, Utopia, ed. by E. Surtz and J. H. Hexter, 1965, pp. 160—161. 以下 Utopia と略す。沢田昭夫訳「ユートピア」(「世界の名著」第17巻『エラスムス、トマス・モア』, 昭和44年, 所収) 430頁。ただし、訳文は、必ずしもこれと同じであるとは限らない。
- 2) *ibid.*, pp. 160—161. 沢田訳, 430—431頁。
- 3), 4), 5) *ibid.*, pp. 162—163. 沢田訳, 432頁。
- 6) *ibid.*, pp. 166—167. 沢田訳, 434頁。
- 7), 8) *ibid.*, pp. 172—173. 沢田訳, 439頁。
- 9) *ibid.*, pp. 166—173. 沢田訳, 435—438頁。
- 10) *ibid.*, pp. 174—175. 沢田訳, 440—441頁。
- 11), 12) *ibid.*, pp. 162—163. 沢田訳, 432—433頁。
- 13) *ibid.*, pp. 164—167. 沢田訳, 434頁。
- 14) *ibid.*, pp. 160—163. 沢田訳, 431頁。
- 15) *ibid.*, pp. 160—161. 沢田訳, 431頁。
- 16), 17), 18) *ibid.*, pp. 162—163. 沢田訳, 432—433頁。
- 19), 20), 21) *ibid.*, pp. 164—165. 沢田訳, 433—434頁。
- 22) *ibid.*, pp. 134—135. 沢田訳, 414頁。
- 23) *ibid.*, pp. 102—107. 沢田訳, 394—396頁。
- 24) *ibid.*, pp. 236—243. 沢田訳, 483—486頁。
- 25) *ibid.*, pp. 164—165. 沢田訳, 434頁。
- 26) *ibid.*, pp. 164—167. 沢田訳, 434頁。
- 27) *ibid.*, pp. 162—165. 沢田訳, 432—433頁。

28) *ibid.*, pp. 160—161. 沢田訳, 431頁。

29) *ibid.*, pp. 196—197. 沢田訳, 455頁。

## 第2章 「ユートウピア」の国家構造

### 第1節 共 産 制

「ユートウピア」においては、都市単位の生産的・農業的な共産制が採用され、無貨幣経済が営まれている。生産手段と住居は公有で<sup>1)</sup>、後者は10年毎に抽籤によって交換する<sup>2)</sup>。幼老病者を除き、男女を問わず全国民が職業に従事し<sup>3)</sup>、「働かざる者は食うべからず」の国民皆労を原則とする。そのうち部族長と学者以外の者は全員、肉体労働に携わる<sup>4)</sup>。彼等は総て農業技術を習得し<sup>5)</sup>、そのほかに、もう1つの技術を身につける<sup>6)</sup>。後者は、性別により軽重の差があり、男子の場合、原則として世襲である<sup>7)</sup>。農業への従事は2年交替制で行われ<sup>8)</sup>、ここに、市街地と農村地帯との交流が考えられている<sup>9)</sup>。困難な仕事や不浄な仕事は、「奴隷」が行う<sup>10)</sup>。男女を問わず、労働時間は1日6時間に過ぎず、睡眠には8時間が充てられる<sup>11)</sup>。食事は、区の会堂における共同食事である<sup>12)</sup>。消費生活は、貨幣を媒介とすることなく営まれている<sup>13)</sup>。すなわち、生活必需品は、各世帯の最年長者が所定の市場から自由にしかも無償で引き出せるのである<sup>14)</sup>。余暇の利用法は各人の自由に任されているが、大抵の人々は、それを学問探究のために消費する<sup>15)</sup>。職人にも、学問の進歩如何により学者集団に昇進する道が開かれており、また、逆の場合もあり得る<sup>16)</sup>。

このように、「ユートウピア」においては、知性が極めて重視されているのであるが、このことは、「ユートウピア」人の哲学からすれば、当然の帰結であった。そもそも、その社会制度特に共産制の施設目的は、実に、全国民に可能な限り精神的文化の享受に与り得る機会を提供し、以て、各人の精神の自由な活動と発展を実現することにあつたのである<sup>17)</sup>。そこでは、人間の生の意味が文化もしくは知性に求められているのであり、共産制は文化問題にほかならなかつたのである。

「ユートウピア」人の生活の基礎的単位は世帯であり、それは父系の大家族の形態を採る<sup>18)</sup>。世帯では、男子の最年長者が差配する<sup>19)</sup>。「ユートウピア」では、一般に年少者は年長者に従う<sup>20)</sup>。市街地の世帯には、法定の人数制限があり、過不足は世帯間で調整される<sup>21)</sup>。都市にも法定数があり、過不足は相互間で調整される<sup>22)</sup>。このように、血縁関係を越えて家族関係が成立するのは、「ユートウピア」が「単一の家族のようなもの」<sup>23)</sup>だからであり、理性的な隣人愛の精神を前提としてであった。また、全国的な人口過剰は、植民政策によって解決される<sup>24)</sup>。

以上のように、「ユートウピア」では、高度の学問的素養と犯罪行為の有無により階層の区別がなされ、しかも、年長者が尊重されている。しかし、これは、何ら不合理的、閉鎖的なものではない。というのは、前者は、各人の能力による区別なのであり、何よりも、学者は民意を基礎にしているからであり、後者は、年長者の持つ経験によるところが大きい<sup>25)</sup>からである。言わば、それは正義の観念の現われであった。いずれにせよ、「ユートウピア」人には総て物質生活の基盤が保障され、出発点においても、過程においても、平等な機会が保障されていることを見逃してはならない

であろう。

また、理性的な「ユートピア」人は、合理的・科学的な思考法を身につけている。例えば、通常他国で尊重されている金銀は、鉄に比して劣等なものとして取り扱われる<sup>26)</sup>。というのは、金銀は、人為的に稀少価値が認められているに過ぎないのに対して、鉄は、人間生活にとって不可欠な金属だからである<sup>27)</sup>。すなわち、彼等の中には「貨幣の原料である金銀を、それらが自然本来持っている価値以上に尊重するような人は一人もいません」<sup>28)</sup>と主張される時、そこでは、金銀は、その内在的価値＝使用価値に従って評価されているのである。そして、他国人と「ユートピア」人の金銀財宝の取扱について特色を説明し、前者に批判を加えた後で、「こういう考、また、これに類した考をユートピア人達が持つようになったのは、一部には賤のお陰、つまり、今挙げたような愚風とはおよそ縁の遠い制度を持つ社会の中で賤られたお陰であり、一部には学問と読書研究のお陰です」と指摘されている<sup>29)</sup>。ここに、教育の問題が登場することになる。男女を問わず青少年の賤は、各家庭においてばかりでなく、共同食事の際にも行われる。そこでは、礼儀作法や道徳的態度が、自然に体得されるように配慮されている<sup>30)</sup>。他方、青少年の知育は、主として学校で行われる。学校では、必修とも言うべき農業に関する知識と技術を習得する<sup>31)</sup>ほか、「子供達は皆学問への手解を受け」、しかも、「民衆の大部分は、男も女も一生の間……労働から解放された時間を勉強に用いている」<sup>32)</sup>。制度的には、毎日早朝公開講義が開設されており、それには、参加を義務づけられている学者——子供の時分から素質・才能・向学心において卓越していた人達——だけでなく、あらゆる種類の男女が大勢、受講を希望する講義に自発的に出席する<sup>33)</sup>。無論、この時間を職業労働に費すことは禁じられていない<sup>34)</sup>。

ところで、「ユートピア」では、「子供や青少年は聖職者の手で教育され、その場合、学問だけでなく、生活倫理、道徳についても同様に深い考慮が払われます。聖職者達は、まだ柔軟で指導し易い子供の魂に、初から善い考、社会の保全に役立つ考を注入すること、これに最大の努力を払うわけです。こういう考は、一度子供の心の中に根を下ろしてしまえば、大人になっても一生付き纏い、社会政体を安定させる上に大いに貢献します（社会政体は、誤った考から生まれる諸悪によらずして崩壊することはありません）」<sup>35)</sup>とされている。ここに、国民によって選出された聖職者が単なる知識の教授者に止まらないで、全人的な人間教育に従事することが考えられており、その目的は、善良で社会にとって有用な人間を育成することに求められているのである。このように、「ユートピア」においては、その諸制度特に共産制の維持・発展にとって、教育が不可欠の要素になっている、否、それだけでなく、先述のように、そもそも、人間の生自体が、教育によってその基礎が養成される精神的文化の享受と創造なしには無意味であるとされているのである。言わば、教育は、「ユートピア」の根本原理の一つなのである。この意味で、それは、確かに一つの教育国家と言えるであろう<sup>36)</sup>。しかし、その教育の詳細については、不分明である。

以上のような「ユートピア」の共産主義は、先行者には見られなかった全く新しい要素を含んでいる。例えば、それをプラトンの理想国家論と比較する時、何よりも、後者の共産主義が、その

全体系において必ずしも本質的な要素ではなく、支配者階級の育成方法として提起されたのに対して、前者は、共同体の本質的な要素として、構成員全員の福祉に関わるものであった。この相違は、両者の根底にある哲学とりわけ正義観念の差異に起因するものである。このように、「ユートウピア」の共産主義は、先人の模倣によるものではなく、独自のものである。

## 注

- 1) Utopia, pp. 114—115. 沢田訳, 402頁。
- 2) *ibid.*, pp. 120—121. 沢田訳, 406頁。
- 3) *ibid.*, pp. 130—131. 沢田訳, 412頁。
- 4) 「ユートウピア」人は、3つの階層によって構成される。第1は、学者である。彼等は、聖職者の推薦と部族長の秘密投票によって選定され、役等の中から国家要人である外交使節、聖職者、部族長頭領、都市統領が選出される (*ibid.*, pp. 130—133. 沢田訳, 412頁)。彼等は、各都市僅か300人足らずで、労働を免除されている (*ibid.*, pp. 130—131. 沢田訳, 412頁)。少数の国家要人は、更に若干の些細な特権を有する (*ibid.*, pp. 140—141. 沢田訳, 418頁)。第2は、一般民衆である。彼等は、監督者である部族長を除き、全員肉体労働に従事する (*ibid.*, pp. 130—131. 沢田訳, 412頁)。第3は、「奴隸」であるが、これについては後述する。
- 5), 6) *ibid.*, pp. 124—125. 沢田訳, 408—409頁。
- 7) *ibid.*, pp. 126—127. 沢田訳, 409頁。
- 8) *ibid.*, pp. 114—115. 沢田訳, 402頁。
- 9) A. L. モートン『イギリス・ユートピア思想』, 上田和夫訳, 1967年, 72—73頁。
- 10) Utopia, pp. 140—141. 沢田訳, 418頁。「奴隸」は、兇悪犯罪者や戦争捕虜によって構成されるが、その地位は、世襲とはされず (*ibid.*, pp. 184—185. 沢田訳, 447—448頁)、解放の機会さえ認められている (*ibid.*, pp. 190—193. 沢田訳, 452頁)。
- 11) *ibid.*, pp. 126—127. 沢田訳, 410頁。
- 12) *ibid.*, pp. 140—141. 沢田訳, 418頁。
- 13) *ibid.*, pp. 150—151. 沢田訳, 424頁。
- 14) *ibid.*, pp. 140—141. 沢田訳, 418頁。
- 15) *ibid.*, pp. 126—127. 沢田訳, 410頁。
- 16) *ibid.*, pp. 130—133. 沢田訳, 412頁。
- 17), 18), 19) *ibid.*, pp. 134—135. 沢田訳, 414—415頁。
- 20) *ibid.*, pp. 136—137. 沢田訳, 416頁。
- 21) *ibid.*, pp. 134—135. 沢田訳, 415頁。
- 22) *ibid.*, pp. 136—137. 沢田訳, 415頁。
- 23) *ibid.*, pp. 148—149. 沢田訳, 422頁。
- 24) *ibid.*, pp. 136—137. 沢田訳, 415—416頁。
- 25) *ibid.*, pp. 142—145. 沢田訳, 420頁。
- 26), 27), 28) *ibid.*, pp. 150—151. 沢田訳, 424頁。
- 29) *ibid.*, pp. 158—159. 沢田訳, 428—429頁。
- 30) *ibid.*, pp. 142—145. 沢田訳, 420頁。
- 31) *ibid.*, pp. 126—127. 沢田訳, 408頁。
- 32) *ibid.*, pp. 158—159. 沢田訳, 429頁。
- 33) *ibid.*, pp. 158—159. 沢田訳, 429頁。ならびに, *ibid.*, pp. 126—127. 沢田訳, 410頁。



- 34) *ibid.*, pp. 126—127. 沢田訳, 410頁。  
35) *ibid.*, pp. 228—229. 沢田訳, 476—477頁。  
36) 南原 繁『政治理論史』, 1965年, 160頁。

## 第2節 政治

### 1. 内政

「ユートウピア」においては、都市が政治の日常的単位である。共同体の意志決定に参加する最小単位は、世帯である。官吏の任用は総て、公選による。30世帯毎に毎年、部族長が選出される<sup>11)</sup>。その任務は、配下の一般民衆の監督と統治への参与<sup>2)</sup>である<sup>3)</sup>。10部族長に1人、したがって、300世帯に1人の割合で、部族長頭領が置かれている<sup>4)</sup>。この任期も、1年である<sup>5)</sup>。都市統領は、市街地の各区から民衆によって1名ずつ指名された候補者4名が、長老会議＝部族長頭領会議<sup>6)</sup>の承認を受けた後、宣誓済の部族長200名によって秘密投票で選ばれる<sup>7)</sup>。これは原則として終身官である<sup>8)</sup>。少なくとも2日置に、部族長頭領、都市統領、毎回別の2名の部族長三者の集會が持たれる<sup>9)</sup>。この3者会議とも言うべきもの＝市会の任務は、立法・司法・行政の全般に渡る<sup>10)</sup>。ただし、軽罪に関する限り、夫の妻に対する、また、親の子に対する懲戒権が認められている<sup>11)</sup>。法律の数は少なく<sup>12)</sup>、条文は単純且明確であり、それゆえ、訴訟には総て当事者主義が採用されている<sup>13)</sup>。国家共同の問題を処理するため、年1度首都アマウロトゥムにおいて全島會議が召集され、この會議には、各都市から3名の年取った経験ある市民が派遣される<sup>14)</sup>。しかしながら、「ユートウピア」の政治制度とその運用の詳細については不分明である。

以上のような「ユートウピア」の政治形態は、確かに、各都市に大巾な自治権が認められている共和制的な連邦制であるかのように見受けられる。しかし、上級官吏の選出に当っては複選制が採用され、都市の長である都市統領は終身官であり、しかも、政治の基礎的単位は世帯なのである。そこでは、個人の意志は世帯の中に埋没し、何よりも、男子の最年長者が指導的地位を占めていることに鑑みて、その政治的意志は、結局は彼等の意志にほかならないと解される。更に、「ユートウピア」では、一般に民衆は不信視されているのである<sup>15)</sup>。このように見て来ると、その政治形態を共和制と解するには、余にも制約が大きすぎると言わなければならない。ここに、上級官吏の性格が問題になって来る。既に見たように、各都市内政の高級官吏である合計21名の都市統領と部族長頭領は、農村地帯を除く6000世帯<sup>16)</sup>に300人足らずの学者集団の中から、外交官や聖職者と共に選出される知的エリート中のエリートであり、しかも、彼等は、既存の体制の枠内で、立法・行政・司法のほぼ全権を掌握しているのである。これは、明らかに少数の知的エリートによる統治であり、彼等は、プラトンの『法律論』に見られる「夜の評議會」にも比すべきものである。したがって、「ユートウピア」の外見的共和制は、実質的には選挙人の経験的知恵と官吏の叡知に基づく哲人政治である、と言わなければならない<sup>17)</sup>。

このような「ユートウピア」の政府は、専ら全国民の福祉のために行動する。官吏は、「お父さん」(patres)と呼ばれ、権力主義的ないしは権威主義的な官吏は存在しない<sup>18)</sup>。それだけでなく、

彼等は、何ら注目すべき特権を持たず、ただ民衆の監督者、民衆への奉仕者として、指導的・調整的役割を果すにすぎない。要するに、この哲人政府の努力目標は、国民福祉の増進なのである。にもかかわらず、「ユートウピア」には、「奴隸」(servis)が存在している。「奴隸」には、その原因に基づき4種類ある。その第1が、自国の重罪人であり、第2が、戦争責任のある捕虜であり、第3が、他国の死刑囚であり、第4が、志願した外国人苦力である<sup>19)</sup>。その取扱は、第2については不明であるが、第4は殆ど一般民衆と変わらず、第3は、不断の労働が課されるだけでなく、足枷が付けられ、第1については、第3よりも厳しい<sup>20)</sup>。したがって、ここで問題になるのは、主として第1と第3の「奴隸」である。しかし、ここでは、最も取扱が苛酷な第1種に代表させて論じることにした。第1種の「奴隸」は、「普通、重罪の最もひどいものは、奴隸刑を課せられます<sup>21)</sup>」という指摘からも明らかのように、刑罰として考えられている。そして、この刑罰の存在理由は、「犯罪者達が死ぬよりも労働することの方が役に立つし、また、彼等の生ける見せしめの方が、同様な罪を犯さないように他人を抑制する点では、長期の効果がある」のだから、「犯罪者を殺して早速問題を片付けてしまおうと急ぐのと比べると、犯罪者にとっては同じように惨な罰であり、しかも、社会にとっては死刑より有益」であることに求められている<sup>22)</sup>。してみれば、「奴隸」は、応報刑的な要素が加味された威嚇刑として、一般予防と功利性という観点から考案されたものと解することができる<sup>23)</sup>。しかも、上述のように、「奴隸」は、世襲でないだけでなく、解放の機会さえ認められ、その数も少数なのである<sup>24)</sup>から、固定的な階級や永続的な身分を形成するものではない、と言わなければならない<sup>25)</sup>。彼等は、不浄な仕事や困難な仕事、残忍な仕事に従事する<sup>26)</sup>。特に、残忍な仕事を「奴隸」にだけ担当させるのは、「それ(屠殺、筆者)に慣れることは、我々の自然本性の持つ感情の中で最も人間的なもの、つまり、慈悲心を徐々に死滅させることになる」のを防止するためであった<sup>27)</sup>。「ユートウピア」の一般民衆が獣類の屠殺に慣れてしまえば、憐の感情が次第に稀薄となり、永年のうちには、彼等の心が残忍なものに変化してしまうであろう。そうなれば、「ユートウピア」の背骨とも言うべき隣人愛の精神が破壊し、その制度そのものも崩壊してしまうであろう。この意味において、「奴隸」は、「ユートウピア」の制度を維持するための必要悪としての側面を持っていると言える。

ところで、「ユートウピア」では、「正義」が各人の幸福な生活にとって不可欠の要素であり、共産制はその具現であった。しかし、幸福な生活を実現するためには、財の共有による物質的生活の保障と、それに基づく精神生活の保障だけでは不十分である。そこには、秩序が保持されていることが必要である。換言すれば、幸福な生活には、社会の平和が不可欠の条件なのである。それだからこそ、一般の法律に違反した者が処罰されるだけでなく、治安を乱した者<sup>28)</sup>や風紀を紊乱した者<sup>29)</sup>に対してもまた、不正義に対する正義の要求として、制裁が加えられるのである。したがって、「ユートウピア」においては、社会平和は、「正義」を実現するための前提条件であると言わなければならない。

## 注

- 1) *Utopia*, pp. 122—123. 沢田訳, 407頁。
- 2) 農村地帯にも, 一般民衆の監督者としての部族長は存在する (*ibid.*, pp. 114—115. 沢田訳, 402頁)。  
しかし, 政務を処理するのは, 市街地の官吏に限られる (*ibid.*, pp. 122—123. 沢田訳, 407頁。 *ibid.*, pp. 134—135. 沢田訳, 415頁)。
- 3), 4), 5) *ibid.*, pp. 122—123. 沢田訳, 407頁。
- 6) ここでいう長老会議が, 200名の部族長団を指すのか, 20名の部族長頭領団を意味するのか必ずしも明確ではないが, 以下のような理由により, 後者と解するのが妥当であろう。先ず第1に, 「ユートウピア」の他の箇所では長老会議という場合には, 総て, 部族長頭領団を中心とするものを意味している (例えば, 「彼等は, 長老会議にいつも二人の, しかも, 毎日別の部族長を参加させます」〈*ibid.*, pp. 122—123. 沢田訳, 407—408頁〉との記述, 「重要だと考えられる問題は何でも部族長会に持ち込まれ, 部族長達は, ……その結論を長老会議に報告します」〈*ibid.*, pp. 124—125. 沢田訳, 408頁〉との記述参照。), と解して何ら支障ないこと。第2に, 「ユートウピア」の政治においては, 部族長頭領の果す役割が, 決定的に重要であること (彼等が国政の中枢である 〈*ibid.*, pp. 122—125. 沢田訳, 407—408頁〉) のに対して, 部族長は, その補佐的な役割を果すにすぎない (〈*ibid.*, pp. 122—127. 沢田訳, 407—410頁〉。), ならびに, 都市統領の権限や地位の重大さ (彼等には大権が委ねられ (*ibid.*, pp. 190—193. 沢田訳, 452頁), 一般の官吏よりも社会的に重視される (〈*ibid.*, pp. 194—195. 沢田訳, 453—454頁〉。)) に鑑みて, 彼等の同意を抜にした都市統領の選任は考えられないこと。第3に, 「ユートウピア」では, 一般に上級の権威が尊重されること。  
ただし, 「ユートウピア」の中では, ㊸20名の部族長頭領だけによって構成されるもの, ㊹これに都市統領を加えたもの, ㊺更に, 2名の部族長を加えたものの3種類が, 長老会議の名で総称されているが, 実際の政務を処理する機関は, ㊸の意味における長老会議なのであるから, 一般に「長老会議」とされている場合には, このように解すべきである。なお, 以下の叙述では, これを市会として表現する。
- 7), 8), 9) *Utopia*, pp. 122—123. 沢田訳, 407頁。
- 10) *ibid.*, pp. 122—125. 沢田訳, 407—408頁。ならびに, *ibid.*, pp. 190—191. 沢田訳, 451頁。
- 11) *ibid.*, pp. 190—191. 沢田訳, 451—452頁。
- 12) 「ユートウピア」では, 姦通罪の規定以外に刑罰法規は存在せず, 他の重罪は総て, 市会の自由裁量に委ねられるという, 不文法制が採用されている。 *ibid.*, pp. 190—191. 沢田訳, 451頁。
- 13) *ibid.*, pp. 194—195. 沢田訳, 454頁。
- 14) *ibid.*, pp. 112—113. 沢田訳, 402頁。ならびに, *ibid.*, pp. 124—125. 沢田訳, 408頁。
- 15) 例えば, *ibid.*, pp. 150—151. 沢田訳, 424頁。 *ibid.*, pp. 222—223. 沢田訳, 472頁参照。
- 16) 市街地の成人数だけでも, 6万人から9万6千人に昇る (*ibid.*, pp. 134—135. 沢田訳, 415頁)。
- 17) 伊達, 前掲書, 166—170頁と比較せよ。
- 18) *Utopia*, pp. 194—195. 沢田訳, 453—454頁。
- 19), 20) *ibid.*, pp. 184—185. 沢田訳, 447—448頁。および, *ibid.*, pp. 214—215. 沢田訳, 467頁。
- 21), 22) *ibid.*, pp. 190—191. 沢田訳, 452頁。
- 23) 「奴隷」刑は, 近代の無期懲役に類似したものと解される。因に, 「ユートウピア」の公的な刑罰としては, そのほかに死刑 (*Utopia*, pp. 190—191. *passim*, 沢田訳, 451頁等等。), 国外追放 (*ibid.*, pp. 218—221. 沢田訳, 470頁。), 公職追放 (*ibid.*, pp. 222—223. 沢田訳, 472頁。) が存在するにすぎない。
- 24) ドナーの計算によれば, 「奴隷」の全人口に対する比率は, 僅か5%にすぎない (H. W. Donner, *Introduction to Utopia*, 1945, p. 31.)。
- 25) A. L. モートン, 前掲書, 71頁。 Cf. E. Surtz, *The Praise of Wisdom: A Commentary on the*

Religious and Moral Problems and Backgrounds of St. Thomas More's Utopia, 1957, pp. 5—20.

なお、モアは、他の著作の中で、封建的な奴隷制を明白に否定している (S. Robert, Thomas More: Colloquies on the Progress and Prospect of Society, Vol. I, 1829, pp. 61—94)。

- 26) Utopia, pp. 138—141. 沢田訳, 417—418頁。
- 27) *ibid.*, pp. 138—139. 沢田訳, 417頁。
- 28) *ibid.*, pp. 218—221. 沢田訳, 470頁。
- 29) *ibid.*, pp. 226—229. 沢田訳, 476頁。

## 2. 外 政

### (1) 平 時

「ユートウピア」人は、翌年の収穫の不確定性に鑑みて、2年分の物資を確保し、余剰物は、その7分の1を輸出地域の貧民に贈与し、残余は廉価で販売する<sup>1)</sup>。ここに、「ユートウピア」人の隣人愛の精神が遺憾なく発揮されているが、何よりも、余剰物資の一定割合を対外的援助に充てるべきことが制度化されている点が重要である。無論、不足物資は輸入する<sup>2)</sup>。また、彼等は、定期の契約で近隣諸国から官吏として招聘される<sup>3)</sup>。「貪欲 (avaritia), また、それと並ぶ偏見 (affectus), この二つの悪が人間の判断の中に巣くう所では、社会の最も堅固な中核であるべき正義というものが、たちまちすっかり崩壊し去る」のであるが、彼等はこうした悪徳に染まり得ず、したがって、彼等の招聘は、招聘国にとって無上の利益だからである<sup>4)</sup>。してみれば、近隣諸国に対する官吏の派遣は、何ら侵略的な性格を持つものではなく、「ユートウピア」人の善意によるものと言わなければならない<sup>5)</sup>。因に、彼等は、「彼等の所から統治者を迎える民族を盟邦と称し、彼等が色色の恩恵を与えてやった他の民族を友邦と呼んで」いる<sup>6)</sup>。

このように、「ユートウピア」の外交が極めて友好的なものであるにもかかわらず、それは、いずれの民族とも同盟は締結しない<sup>7)</sup>。その理由は、同盟が友名無実であるという現実もさることながら、同盟が忠実に守られるとしても、そもそも、同盟を締結すること自体が悪であることに求められている<sup>8)</sup>。というのは、「ユートウピア」人は、「何ら害を与えたことのない人間を敵とみなしてはならない……自然の共同体は同盟に代るものだ、人間というものは、同盟よりも善意によって、言葉よりも精神によって、相互にもっと良く、もっと固く結ばれるのだ、と考えている」からである<sup>9)</sup>。すなわち、「ユートウピア」では、初から他者が危害を加える可能性があることを前提とした、人間不信の立場から発生する同盟という国家間の契約を拒否し、善意という人間本来の紐帯によって対外関係が処理されるべきである、と考えられているわけである。普遍的な善意は、外的な国境を越えて人間相互を結びつけ、自然本来の共同体を形成する。その住人は、善意によって相互に固く結合されているので、国家などという外的な枠組を超越することが可能なのである。ここに、人間性に対する無限の信頼が、マキアヴェッリ的な「国家理性」(Staatsräson) に代って、対外関係の主役を演ずることになる。これは、理想主義的、否、空想的とも言える対外関係である。それならば、「ユートウピア」には、なぜ犯罪の発生を予想した法律が存在するのか。また、なぜそれは戦争に備えているのか。「ユートウピア」の中には、不分明な点や相矛盾する要素が少なくない。

## (2) 戦 時

平和的・友好的な「ユートピア」人は、戦争をそれ自体猥劣的な行為として極度に嫌悪し、戦争の栄光を認めず、原則としてこれを排斥している<sup>10)</sup>。にもかかわらず、彼等は、民兵制を採用し、非常時に備えて男女を問わず全員が定期的に軍事教練を行う<sup>11)</sup>。彼等は、次の6種類の戦争を例外的に認めている。①防衛戦争、②友邦の防衛戦争、③被圧迫国民の解放戦争、④友邦および友邦国民が蒙った不法行為に対する報復戦争、⑤同胞傷害の外国人犯人が引き渡されない場合の報復戦争<sup>12)</sup>、⑥植民地建設が実力阻止された場合の戦争<sup>13)</sup>が、これである。前三者は、或は正義の戦争として、或は正義の観念に裏打された隣人愛による戦争<sup>14)</sup>として正当なものと解されるが、後三者には問題が残る。以下、後三者につき逐次検討を加えることにする。先ず、④についてであるが、「ユートピア」人が、「戦争開始の決定を下すのは、敵の侵入で略奪品が持ち去られたという場合だけではありません。それ以上に戦闘意欲に燃えて宣戦の決定を下すのは、友邦の商人が、どこかの民族の間で、不正な法律のかこつけか正しい法の曲解によって、正義の仮面の下に不当な虐待を受けている場合です」とされている<sup>15)</sup>。周知のように、「ユートピア」人は、「正義」を国家生活の基礎とし、社会生活の規範である法律が「正義」を具現したものでなければならぬばかりでなく、その正しい運用を宗とし、濫用を極度に嫌悪している。しかも、この場合は、友邦商人の私有財産の損失なのである<sup>16)</sup>。しかし、共産制と私有財産制という経済制度の相違から、経済的制裁と戦争の差異が生じる<sup>17)</sup>合理的理由が存在するであろうか。これは、明らかに過剰制裁である。思うに、それは、「ユートピア」人の自国制度に対する自負によるものであろうか。無論、この戦争は、侵略の意図から出たものではない<sup>18)</sup>。これに対して、⑤は、彼等の身体と生命に関わる場合である。これは、「自分の市民は彼等にとってほかのものとは比べものにならない程大切に、お互同士を非常に尊重し合っていますから、自分の仲間の誰であろうと、敵の君主と交換しようとは思わない」<sup>19)</sup>彼等にしてみれば、当然のことかもしれない。しかしながら、後述するように、そこには、道徳的・文化的に卓越した自国民を極度に尊重するというエリート性が、如実に現われている。この戦争も、過剰制裁と言わなければならない<sup>20)</sup>。

最後に、⑥についてであるが、「ユートピア」では、「もし全島の人々が過度に膨張することがあれば、すべての都市から一定の市民達が選り抜かれ、近隣の大陸で、原住民が可耕地をあり余る程持ってはいるが、農耕は行われていないような所に送られ、自分達の法の下に植民地を作ります。もし原住民達が共存することを望めば、一緒にその植民地に受け入れてやります。……彼等の法に従って生活することを原住民が拒めば、自分達で定めた境界線の外に追い出します。抵抗する人々に対しては、武力で戦います」<sup>21)</sup>として、一応植民のための戦争が認められている。しかし、その植民の動機と対象において、それは、後世のイギリスに見られるような植民地主義とは、明らかに異なっている<sup>22)</sup>。にもかかわらず、そこには、免れ難い制約が存在していることも否定できない。「ユートピア」人は、主張する。「もし、ある民族がその土地を自分で使用しないで無駄に放置したままで所有しながらも、自然の掟(ex naturae praescriptio)に従って当然そこから生活の糧を

得るはずの人々に対しては、その使用や所有を禁じるという場合には、それは、戦争の最も正当な原因」になる<sup>23)</sup>と。彼等は、土地は人間の生活の手段として存在する、したがって、人は、生活のためにこれを使用・収益する権利がある、という自然法を想定する。それゆえ、彼等によれば、使用されないで長期間放置されている土地がある場合には、必要とする人にはこれを自分のために利用する自然権が認められるということになる。そうだとすれば、この正当な要求を拒否する者があれば、彼は実力を用いても排除されなければならない。既に見たように、「ユートウピア」人によれば、人はすべて物質的生活を保障されて幸福な生活を営む権利があり、それが正義であるとされる。それならば、一方には、広大な土地を利用しないで放置している国があるのに対して、他方には、人口過剰のために人間に適応しい生活が営めない国民があるとすればどうか。ここに、「正義」は、彼等に対して、戦争に訴えてまでも目的を実現することを容認するのである。ここまでは、余り問題はないであろう。問題なのは、戦争の直接の原因である。彼等は、移住後原住民に対して自分達の法に従って生活することを要求し、それを後者が拒否して抵抗するに至った場合に武力を行使するのである。彼等が他国民を自らの法制下に組み込み得る権利が、一体どこに存在するのであるか。ここにも、「ユートウピア」の卓越性に対する彼等の自負の念が、顕著に現われていると言わなければならない。

ところで、その性格如何を問わず、いかなる戦争も、必然的に精神的・肉体的・物質的損害をもたらす。それならば、戦争を認めるとすれば、人間にできることは、それに伴う犠牲を最小限度に食い止めることである。「ユートウピア」人の戦争方法は、ほかでもないこうした観点から考案されたものである<sup>24)</sup>。彼等は、戦争においても、何よりも人間固有の属性である知性を重視する<sup>25)</sup>。その際、戦争に使用するという目的のためにだけ蓄積している財宝がふんだんに利用される<sup>26)</sup>。彼等は、先ず、他国民の買収を行い、次に、敵国内部に戦争の原因を作り、第3に、敵国の近隣諸国間に紛争を惹起させ、第4に、傭兵を採用し、第5に、戦争当事国の軍隊を使用し、第6として、友邦の補助軍を利用し、最後に、自国の市民を投入する<sup>27)</sup>。「ユートウピア」人自身が戦闘行為を行う場合には、彼等は、ありとあらゆる合目的な戦術や武具を採用する<sup>28)</sup>。ここに、我々は、一騎打を伴った封建軍隊の因襲的＝非合理的戦闘法に対して、勝利のためには手段を選ばない打算的＝合理的戦闘法が登場していることに気付くのである。

無論、これらの方法がすべて、しかも順序通りに適用されるわけではない。戦争の性格により、それらの一部しか使用できないもの、或は、利用しないもの、或は、併用するもの、或は、その順序を変えて使用しなければならないものの別が生じる。しかし、問題なのは、こうした一連の方法が採用される理由である。以下に、問題点を指摘し、それに検討を加えることにする。

第1に、金品による買収である。これは、他国民の間では通常卑劣な行為とされているが、「ユートウピア」人は、「敵の一般大衆を自分の所の市民と殆ど同じように可愛想に思っている」ので、「少数の犯罪人を殺すことによって、戦争があれば殺されたはずの多くの敵、味方の無辜の生命を贖うのだから、人道的で憐深い行動だと考えて」採用している方法なのである<sup>29)</sup>。これは、人間の弱

点を巧に利用した作戦であり、犠牲の極小化という実利主義的観点からすれば、極めて合理的なやり方と言わなければならない。第2に、内紛や外患の使噓が問題になる。ここでは、買収と異なり、大きな犠牲が発生する危険性が強い。すなわち、王族や貴族間の争闘や近隣諸国間の抗争は、不可避的に罪のない一般民衆の犠牲を結果するであろう。後者の場合、戦争になれば、相手国に対し、敵国の君主よりも大切な自国民を除き、「ユートウピア」人は、あらゆる援助を惜しまないとされる<sup>30)</sup>。ここに至っては、敵国を初め外国の一般民衆に対する同情心は、同国人の生命との比較の前には跡形も残っていない、と言わなければならない。これも、彼等のエリート性から来るものであった。第3に、傭兵の問題である。自国民を極度に尊重している「ユートウピア」人は、外人部隊を募集する。その際、彼等は、特に金銭のためなら手段を選ばないザポーレート人——この人々は、性質が粗暴で残忍性があり、長所と言えば、牧畜を行う程度で、生計の大部分を狩猟と略奪で賄い、極めて好戦的である——を採用する<sup>31)</sup>。というのは、彼等は、「善人を善用のために求めていると同様に、悪用のためにはこういう最低の人間を求めており、……この連中がどれだけ多く死のうが、ユートウピア人は少しも気かけません。もし、かくもいやらしく、極悪な人間のあらゆる残滓を取り除いて世界を清めることができれば、自分達は全人類から最高級の感謝を受けるに値すると考えている」<sup>32)</sup>からである。ここには、人間を先験的に善人と悪人とに二分し、文化的に低級の野蛮な民族は悪用すべきことが説かれている。そして、傭兵の次には戦争当事国の軍隊が、その次には友邦の補助軍が投入され、最後の切符として「ユートウピア」人が参戦するとされる時、彼等のエリート性は絶頂に達する。彼等にとっては、この世に生存し得るものがあるとするれば、それは、何よりも先ず、文化的・道徳的に最も優れたものなのである。このことは、「ユートウピア」の中で知識人やそこから選出される国家要人が優遇されていることに対応している。才能や機能によるある程度の差別は、「ユートウピア」人の正義の観念の一部だったのである。ともあれ、彼等が他の文化圏の独自の意義を理解できないことは、問題だと言わなければならない。

最後に、戦後処理の問題であるが、「ユートウピア」人は、戦争終結後、敗戦国に対して友邦のために費消した戦費の全額賠償を課し、捕虜は「奴隷」にする<sup>33)</sup>。これは、一見権力政治的である。しかし、後述するように、彼等が戦争にまで訴える大きな目的が、戦争責任者に対して嚴重な報復を行うことによって、戦争が再発するのを防止することに求められているのである。したがって、敗戦国に対する苛酷とも言えるような措置は、権力政治によるものではなく、世界に平和と正義を持続させるための非常手段、すなわち、不正義に対する正義の制裁という刑罰的なものと解すべきである。

ところで、以上のような「ユートウピア」の戦争論の根底には、次のような大原則が存在している。曰く。「彼等が戦争で目指しているのは、次のただ一つのこと、すなわち、もし戦争以前に獲得していたら戦争を不要にしていたはずのものを確保すること、或は、もしそれが本来不可能であるとしたら、せめて責任ありと彼等がみなす人々に対して非常に厳しい報復を行い、その恐ろしさで相手が以後二度と同じことを繰り返そうと思わなくすることです」<sup>34)</sup>。このように、「ユートウピア」人の戦争目的は、何よりも先ず、正当な要求事項の貫徹であり、次に、戦争の再発防止のためにす

る責任者の処罰であった。正当な要求が承認されていさえすれば、戦争は不要だったであろう。しかし、正義が通用しなくなったのでは、彼等や友邦国民の生活そのものが脅かされることになる。ここに、救済手段として戦争が登場するわけである。だが、それは、あくまでも最後の手段であり、二度と繰り返されてはならないのである。しかも、その際重要なことは、ただ勝利を収めさえすれば良いということではない。「彼等は、こういう目標を念頭においてそれを速やかに達成しようとしませんが、その際にも、賞讃や栄誉を手に入れることよりも、先ず第一に、危険を避けることを考えている」<sup>35)</sup>。目的達成のために大きな犠牲が払われるのでは、均衡を失するであろう。したがって、戦争は、速やかに終結しなければならないと同時に、最小限度の犠牲の下に遂行されなければならないのである。ここには、後世イギリスの外交政策を思わせるような、戦争自体は止むを得ない場合に採用される非常手段にすぎず、個々の勝利よりも全体としての最終的な外交上の成功が重視される、打算的・合理的な思考法が認められる。

既に見たように、「ユートピア」の国内生活においては、「正義」と平和が極めて重要であった。このことは、その対外政策にも妥当するのである。すなわち、「ユートピア」では、「正義」=国民の幸福な生活が問題なのであり、社会平和はその前提条件とされていた。しかし、国家間に紛争が絶えなければ、国内生活における正義すら実現できないであろう。だが、そうだとしても、重大な正義を犯した国家を放置してまでも、平和に固執しなければならないのであろうか。それは、諸国民の幸福な生活そのものを脅かすことになるであろう。ここに、戦争が正義回復のための外科手術として、例外的に承認される根拠がある。

以上のように、「ユートピア」の対外政策は、平時・戦時の別を問わず、基本的には「正義」と隣人愛の精神によって貫かれたものであり、そこに伏在している諸問題は、何ら権力政治的なものではなく、「ユートピア」人のエリート性によるものであると言わなければならない<sup>36)</sup>。

## 注

- 1), 2) Utopia, pp. 148—149. 沢田訳, 422—423頁。
- 3), 4) *ibid.*, pp. 196—197. 沢田訳, 455頁。
- 5) Vgl. G. Ritter, Die Dämonie der Macht, 6Auff., 1948, S. 81f. 西村貞二訳『権力思想史』, 昭和28年, 80—81頁。
- 6), 7) Utopia, pp. 196—197. 沢田訳, 455頁。
- 8), 9) *ibid.*, pp. 198—199. 沢田訳, 457頁。
- 10), 11) *ibid.*, pp. 198—201. 沢田訳, 457—458頁。
- 12) *ibid.*, pp. 200—203. 沢田訳, 458—459頁。
- 13) *ibid.*, pp. 136—137. 沢田訳, 415—416頁。
- 14), 15) *ibid.*, pp. 200—201. 沢田訳, 458頁。
- 16), 17) *ibid.*, pp. 200—203. 沢田訳, 459頁。
- 18) 彼等が「行動を起すのは、事前に彼等が相談を受けて、戦争理由を承認した場合に限ります。また返還を要求したものが返されず、彼等自身が宣戦布告を行わざるを得ないという状況が生じなければ、行動を起しません」(*ibid.*, pp. 200—201. 沢田訳, 458頁)とされている。
- 19) *ibid.*, pp. 206—207. 沢田訳, 461頁。



- 20) 伊達, 前掲書, 235頁。同書では過剰防衛としてあるが, 同じ趣旨と解される。
- 21) *Utopia*, pp. 136—137. 沢田訳, 415頁。
- 22) Vgl. G. Ritter, *op. cit.* S. 80. 西村訳, 79頁。
- 23) *Utopia*, pp. 136—137. 沢田訳, 415—416頁。
- 24), 25) *ibid.*, pp. 202—203. 沢田訳, 459—460頁。
- 26) *ibid.*, pp. 148—149. 沢田訳, 423頁。および, *ibid.*, pp. 206—207. 沢田訳, 462頁。
- 27) *ibid.*, pp. 202—209. 沢田訳, 460—463頁。
- 28) *ibid.*, pp. 209—215. 沢田訳, 464—466頁。
- 29) *ibid.*, pp. 204—205. 沢田訳, 461頁。
- 30) *ibid.*, pp. 204—207. 沢田訳, 461頁。
- 31) *ibid.*, pp. 206—209. 沢田訳, 462—463頁。
- 32) *ibid.*, pp. 208—209. 沢田訳, 463頁。
- 33) *ibid.*, pp. 214—215. 沢田訳, 467頁。
- 34), 35) *ibid.*, pp. 202—203. 沢田訳, 460頁。
- 36) Vgl. H. Freyer, *Die Politische Insel: Eine Geschichte der Utopien von Platon bis zur Gegenwart*, 1936, S. 99f.; G. Ritter, *op. cit.*, S. 75—S. 88. 西村訳, 73—88頁。田村秀夫『イギリス・ユートウピアの原型』, 昭和43年, 96—100頁。

### 第3節 宗 教

「ユートウピア」においては, 人間靈魂の不滅と神の摂理による世界支配の二点を信じることを条件として, 何人に対しても, 信仰の自由が保障されている<sup>1)</sup>。この原則は, 論理必然的に世界の創造者としての神の存在<sup>2)</sup>を前提し, 現世における行状に対する死後の賞罰<sup>3)</sup>を帰結する。ここに, 「ユートウピア」の支配的宗教は, 一種の啓示宗教として現われる。しかも, この神が唯一最高の存在であるとされる<sup>4)</sup>時, この宗教は, 疑もなく有神論 (theism) の最も純化された形態である一神論 (monotheism) である。「ユートウピア」人は, 「全世界創造と摂理の原因とみなすべき唯一最高の存在」であるこの神をミトラス (Mythras) と呼んでいる<sup>5)</sup>。上記のような条件に反しない限り, そこではあらゆる宗教の存在が容認されている。例えば, 「動物の靈魂は, 価値の点では比較にならない程人間の魂に劣っているし, 人間の魂が味わうべき幸福と同じ幸福を味わうようには創られていないが, とにかく永遠不滅のもの<sup>6)</sup>」と考えている一派がそれである。しかしながら, 信仰活動の自由には, 一定の条件が付けられている。それは, 「自分の信仰をもって, 人を傷つけてはならない<sup>7)</sup>」, すなわち, 信仰活動は理性的でなければならないということである。「ユートウピア」の信教の自由は, 以上のような条件を前提にして保障されているわけである。

このように, 「ユートウピア」において信教の自由が保障されているのは, 次のような理由による第1は, 平和に対する配慮であり, 第2は, 宗教自体の利益の考慮である。すなわち, 先ず, 宗教内容の厳密な公定は, 宗派間の憎悪と抗争を引き起し, 国内の平和が根絶されるだけでなく, その結果, 外国勢力への対抗が困難になるからである<sup>8)</sup>。また, 「ユートウピア」の建国者であるユートウプス王は, 「神は, 色色多様な礼拝様式を望み賜い, 色色の人に様々の照らしを与え賜うのではなかろうか」と考え, 宗教に関して最終的な決定を下さなかったが, 「もしも, 一つの宗教だけが最高

の真理で、ほかのすべての宗教が幻想だとしたら、(問題を理性と節度をもって扱う限り)、真なるものは、結局いつかは自らの真理力によって姿を現わし、光り輝くようになるだろう」ことを洞察していたからである<sup>9)</sup>。それゆえ、「人が自分で真理だと信じていることは、ほかのすべての人にも同様に真理として映るはずだという考から、それを暴力や脅迫で強要するのは不遜且理不尽である」<sup>10)</sup>ということになる。してみれば、「ユートピア」の宗教的寛容は、第1に、国内の平和を実現するために考案されたのであり、第2に、宗教的真理が自己開示するための前提条件として、提唱されたわけである。ここにも、「ユートピア」人の理性に対する限ない信頼が見られる。既に第1節、第2節において検討したように、「ユートピア」では、国内外の平和ということが各人の幸福な生活の前提条件であり、したがって、何を措いても先ず実現されなければならないことであった。宗教的寛容もまた、このことに対応しているのである。

上記の必要的信仰事項を承認しない無神論者や唯物論者は、人間扱こそされないが、処罰を免れ、しかも、聖職者や有識者に限り、意見を表明することが可能である<sup>11)</sup>。ここには、確かに異端糾問や宗教裁判は存在しない。しかしながら、彼等に対して意見表明の機会が容認されているのは、彼等の説得可能性を根拠にしていること<sup>12)</sup>に照らしても、「ユートピア」人は、「人が自分の好むことを信ずるということは、何人も動かし得ないことだと確信しているから」刑罰を科さないという主張<sup>13)</sup>には、一定の限界があるものと言わなければならない。これに対して、非理性的な言動を以て信仰活動を行う者は、追放か「奴隷」刑に処せられる<sup>14)</sup>。無論、その理由は、宗教に対する冒瀆にではなく、秩序と平和の破壊に求められている<sup>15)</sup>。ところで、宗教的事項は、聖職者によって処理される。聖職者は、民衆の秘密投票によって選出され、聖職者団による叙階の秘蹟を受けて就任する<sup>16)</sup>。彼等の数は、通常は各都市とも神殿と同数の13名であり、その中の一人が、最高聖職者になる<sup>17)</sup>。彼等は、神意の解釈者であり<sup>18)</sup>、「礼拝祭儀を司り、宗教生活の世話をを行い、生活倫理に関する審査官の役を果たす」だけでなく、青少年の教育者でもある<sup>19)</sup>。また、男子の聖職者には妻帯が認められ、婦人にも聖職者への道が開かれている<sup>20)</sup>。しかし、後者は、高齢の未亡人に限られる<sup>21)</sup>。聖職は、最も名誉ある役職であり、聖職者は、世俗裁判権には服さず、ただ神と自らに対してのみ責任を負う<sup>22)</sup>。ここに、神聖性は、執行者の人格にではなく、機関に帰属するものであるという考方を読み取ることができる。これとは逆に、聖職者から叱責を受けることは、大きな恥辱であり、破門ほど恐れられている罰は存在しないとされる<sup>23)</sup>。このように、「ユートピア」において聖職者の占める地位は、極めて高く評価されているのである。

ここで、「ユートピア」人の信仰生活について触れておきたい。先ず第1に、公的な礼拝は、太陽暦に従って、毎月および毎年の最初と最後の日を祝日と定め、これらの日に神殿において行われる<sup>24)</sup>。神殿にはあらゆる宗教に共通なもの以外は一切存在せず、また、そこでは、特定の宗教に固有な礼拝様式は一切排除されている<sup>25)</sup>。これは、一種の公民宗教である。言うまでもなく、こうした配慮は、彼等の宗教寛容論によるものであった。「最後の祝日」には、彼等は、「神殿に出かける前に、自分の家で妻は夫の足元に、子供は親の足元に身を投げ出して、何か過を犯したとか、義務

をいい加減に済ませたとかいうように、犯した罪を告白し、犯した過に対する許を乞い求める<sup>26)</sup>。ここに、私的告解とも言うべきものが見られる。礼拝式は、簡素で礼拝の目的に適したように工夫され、そこでは、主として神の恩恵に対する感謝の祈と神の導を求める祈が捧げられる<sup>27)</sup>。第2に「ユートウピア」人の奇跡観であるが、彼等は、迷信的な占術や判断術をすべて排斥し、「自然の助を少しも借りずに起る奇跡は、神の業であり、神の現存の証であるとして尊崇している<sup>28)</sup>。それは、重大だが対処の仕方が分からない問題が発生した場合、公の祈願式を挙げて確信と信頼をもって求めた結果、しばしば起るとされる<sup>29)30)</sup>。この奇跡観は、神の摂理の存在を前提にしているわけであるが、他方、それは、人間理性の限界の承認でもある。ここにも、「ユートウピア」における信仰の根源性を見ることができる。第3に、「ユートウピア」人の死に関する見解であるが、彼等は、死後における人間の幸福の無限性を確信しているために、人間の死を悲観的に捕えることはない<sup>31)</sup>。ただ臨終の際に苦悶する者の場合は、事情は別である。というのは、「そういう死方は、希望なく良心の咎を持ったままの魂が、襲いかからんとする罰を密に感知して、臨終を恐れるかのような、非常に悪い徴だと彼等は考える」からである<sup>32)</sup>。逆に、彼等は、「朗らかに希望に満ちて死んで行く者、これは誰一人嘆かず、歌を唱いながらその弔の場に赴き、心を込めてその魂を神の手に委ね、最後に、苦痛感というよりもむしろ畏敬の念に満たされながら屍を焼く<sup>33)</sup>。ここに窺われるのは、人間靈魂の不滅とその来世における賞罰、ならびに、人間は、死後神の企図した目的の世界である神の国に入り、そこにおける神との交のうちに将来的な完成が実現されるという、信仰と不可分の希望にほかならない。最後に、「ユートウピア」人は、自然についての観想とそこから生れる讚美を神に喜ばれる礼拝様式だとして<sup>34)</sup>、重視している。彼等によれば、自然の創造者が、「世界宇宙の素晴らしい絡繰を（人間の目前に）据え置き賜うたのは、ほかの一般の製作者と同じように、人間に（人間だけをそういうことができるように創り賜うたのです）それを観察させるためだった」ので、「この創造者にとっては、彼の業を好奇心と熱心をもって観察し讚嘆する人の方が、かくも偉大な、すばらしい宇宙の壮観を、理性を持たない動物のように、ぼんやり冷淡に見過す人よりも、懐しく思われる」とされる<sup>35)</sup>。ここに、自然の観想は、精神的快樂の享受という意味を持つ<sup>36)</sup>だけでなく、観察者による造物主の天地創造事業の讚美と造物主による観察者の賞讃という、信仰に関わる側面を有するわけである。ところが、「ユートウピア」には、宗教的動機からこうした快樂の享受には無関心な人々が、少なからず存在している<sup>37)</sup>。彼等は、仕事と他人に対する善行を積むことによるのみ死後の幸福を得るに値するものと解し、大抵の人が嫌がるような困難で不浄な仕事を喜んで引き受け、「公共のためだけでなく私人のためにも、奴隷以下の僕として」終始営営として働く<sup>38)</sup>。彼等は、現世のあらゆる快樂を有害なものとして斥け、独身の禁欲的生活を営む神聖派とも言うべきものと、結婚生活の慰を認め、健全な快樂なら何でも享受する賢明派とも称すべきものの二派に分れている<sup>39)</sup>。彼等は、その宗教的動機ゆえに尊敬されている人々で、ラテン語の修道士 (*religiosi*) に対応するものである<sup>40)</sup>。

以上のように、「ユートウピア」の宗教論は、何よりも、社会の平和と秩序の維持という見地から

考案されたものなのである。

注

- 1) *Utopia*, pp. 220—221. 沢田訳, 471頁。
- 2) *ibid.*, pp. 216—217. 沢田訳, 468頁。
- 3) *ibid.*, pp. 220—221. 沢田訳, 471—472頁。
- 4), 5) *ibid.*, pp. 216—217. 沢田訳, 468頁。
- 6) *ibid.*, pp. 222—223. 沢田訳, 472頁。
- 7) *ibid.*, pp. 218—219. 沢田訳, 470頁。
- 8), 9), 10) *ibid.*, pp. 220—221. 沢田訳, 470—471頁。
- 11), 12), 13) *ibid.*, pp. 220—223. 沢田訳, 472頁。
- 14), 15) *ibid.*, pp. 218—219. 沢田訳, 470頁。
- 16), 17) *ibid.*, pp. 226—227. 沢田訳, 476頁。
- 18) *ibid.*, pp. 186—187. 沢田訳, 448頁。
- 19) *ibid.*, pp. 226—229. 沢田訳, 476—477頁。
- 20), 21), 22), 23) *ibid.*, pp. 228—229. 沢田訳, 476—477頁。
- 24) *ibid.*, pp. 230—231. 沢田訳, 478—479頁。なお、毎月毎年の最初の日と最後の日を、それぞれ、「最初の祝日」、「最後の祝日」と称する (*ibid.*, pp. 230—231. 沢田訳, 479頁)。
- 25) *ibid.*, pp. 232—233. 沢田訳, 479—480頁。無論、各宗教に独特な様式を私的に行うことは禁じられていない (*ibid.*, pp. 232—233. 沢田訳, 479頁)。
- 26) *ibid.*, pp. 232—233. 沢田訳, 480頁。
- 27) *ibid.*, pp. 234—237. 沢田訳, 480—482頁。
- 28), 29) *ibid.*, pp. 224—225. 沢田訳, 474頁。
- 30) モア自身、娘マーガレットの重病の時に同様なことを個人的に行っている (*R. W. Chambers, op. cit.*, p. 183.)。
- 31), 32), 33) *Utopia*, pp. 222—223. 沢田訳, 472—473頁。
- 34) *ibid.*, pp. 224—225. 沢田訳, 474頁。
- 35), 36) *ibid.*, pp. 182—183. 沢田訳, 446頁。
- 37), 38) *ibid.*, pp. 224—225. 沢田訳, 474頁。
- 39), 40) *ibid.*, pp. 226—227. 沢田訳, 475—476頁。

補論——「ユートウピア」人の思想とモア

以上、我々は、「ユートウピア」の国家構造をその基本制度である共産制・政治・宗教を中心として、可能な限りその全貌を忠実に再現するように努めつつ、検討して来た積である。というのは、序論でも簡単に触れたように、『ユートウピア』を解釈する場合、そもそも、そこに盛り込まれた思想内容が、モア自身のものであるか否かを判定することが実に問題になるのであり、そのためには、何よりも先ず、その内在認識が重要な課題となるからである。それでは、この問題に対して結論を出すために、ここで、従来論争の焦点となって来た宗教の問題を中心に、分析を加えることにしたい。問題は、モアが終生カトリックの信者であり、なканずく、その後半生においてルター等の異端の運動を批判して、ローマ・カトリック教会の権威を擁護したのに対して、「ユートウピア」の宗教論には、当時の正統カトリシズムとは異質的な要素が、多分に含まれているところから発生する。

先述したように、「ユートピア」に見られる宗教論には、確かに当時のカトリックの教義では包摂し切れない要素が、少なからず存在している。そこでは、第1に、太陽崇拜や偉人崇拜をも含む種々の宗教・宗派の存在が容認され、第2に、無神論者や唯物論者にも刑罰が科されず、第3に、排他的な宗派宣伝や信仰に関わる暴力的行為は一切禁止され、第4に、神殿には雑多な信者が参集して、各自の信ずる神に礼拝し、第5として、偶像や聖書、經典に類するものは存在せず、第6に、聖職者は市民によって公選され、第7に、その数が各都市13名に過ぎず、第8に、聖職者にも妻帯が認められ、第9に、条件付であるにせよ、女性にも聖職者への道が開放され、第10として、公的な礼拝が行われる祝日は年24回足らずに限られ、第11として、自殺と安楽死が肯定されている<sup>1)</sup>のである。しかしながら、ある人間がカトリックだとしても、彼がその教義内容に全面的に賛同しているとは限らない。問題なのは、彼が何故に正統的な見解とは異質な諸事項を提起したのか、ということである。そもそも、「ユートピア」は、腐敗したヨーロッパ社会に対置された一つの望ましい国家像であった<sup>2)</sup>。換言すれば、それは、『ユートピア』第1巻の中でヒュトロダエウスが行っている、包括的な社会批判の上に構築されたものなのである。そこでは、民衆の悲惨が慨嘆され、正義に反する刑罰や君主・側近の戦争政策およびそれがもたらす諸害悪、ならびに、私有財産制が生み出す諸害悪が批判され、何よりも、人間の悪徳である高慢心と貪欲と怠惰が非難されていた。無論、そこには、聖職者の貪欲<sup>3)</sup>や過多且劣等な修道士批判<sup>4)</sup>といった、宗教批判も含まれていた。「ユートピア」の宗教論は、このような状況を背景にして構成されたものなのである。すなわち、今迄繰り返し指摘して来たように、「ユートピア」では、「正義」に適った幸福な生活が人生の目的とされ、これを実現するための前提条件として、国内外の平和が要請されているのであるが、このことは、宗教論にも妥当するのである。必要的信仰事項を承認するものである限り、あらゆる宗教・宗派の信教の自由が容認されるのも、また、厳密な意味での正統的な宗教が存在しないのも、はたまた、無神論者や唯物論者にも存在の余地が残されているのも、総てそれに起因している。そして、公共の神殿で雑多な会衆と一緒に礼拝することや、偶像や經典類が存在しないことは、正統的宗教の不存在ということの帰結であった。それに、各宗派独自の礼拝式は、私的になら何ら禁止されていないのである<sup>5)</sup>。聖職者の公選は、役人と同様、その選出に伴う個人的な対立感情を回避するために<sup>6)</sup>、また、聖職者数と公的な礼拝が行われる祝日を少数に限定したことは、人間のエネルギーと時間の浪費を避けるために考案されたものであった。次に、聖職者に対しても妻帯が容認されるのも、「ユートピア」人は人間が自然に喜を覚えるような健全な快樂なら一切排斥しないこと、しかも、この見解は「賢明派」として結実していること、および、当時の聖職者の墮落に照らして、何ら不思議なことではない。婦人聖職者の容認にしても、男女を性別によってア・プリオリに差別するのではなく、各人を能力によって合理的に区別する「ユートピア」人にしてみれば、特に異とするに足りないであろう<sup>7)</sup>。最後に、自殺や安楽死といえども、その例外ではない。これらは、不治の病で不断の苦痛を伴うものだけに限り、人生の義務の履行不可能、他人に対する大きな迷惑、自己忍耐の困難を理由に、聖職者と長老会議の勧告があり、これを本人が承諾した場合にのみ容認

されるのである<sup>8)</sup>。これは、「神は人が他人だけでなく、自分自身を殺す権利をも取り上げ賜いました<sup>9)</sup>」という原則の例外をなすものである。ここにキリスト教的宗教であってみれば、理性と信仰は極限状況に置かれ、辛くも理性が優位するわけである。これは、理性と快楽を重視する「ユートウピア」人には、神によっても禁止されていないと思われた結果と考えられる。

ところで、「ユートウピア」の宗教論においては、全世界創造と摂理の原因である唯一最高の存在（ミトラス）と靈魂の不滅が、必要的信仰事項として掲げられていた。また、そこには、キリスト教的な希望の観念<sup>10)</sup>が認められ、しかも、その生活全般に神にその根拠を有する隣人愛の精神が浸透し、愛と奉仕の行為は極めて高く評価されていた。否、それどころか、「ユートウピア」の中心制度である共産制そのものが、隣人愛と結合した「正義」の観念を具現したものであった。それゆえ、「信仰」・「希望」・「愛」が特殊キリスト教的な徳であるとするならば、「ユートウピア」は、疑もなくキリスト教的国家であると言わなければならない<sup>11)</sup>。その際、聖職者を神意の解釈者と見る点や、神聖性を聖職者の人格と結びつけて考えない点、生活全般において年長者とりわけ男子のそれが指導的な地位を占めている点、知性と快楽とが一体視されている点などは、カトリック的なところであった。更に、ヒュトロダエウス等が、「ユートウピア」人に対し、キリストの言行や奇跡ならびにキリスト教伝道者の受難と節操を伝えた時、彼等は、信じ難い程積極的にキリストの教に同感の意を示したという<sup>12)</sup>。このことは、彼等の支配的な宗教とキリスト教との親近性を表わしている。してみれば、「ユートウピア人達は、あの色色の迷信的な考から段段に脱却し、理性的に見てほかの宗教に勝っていると思われる唯一の宗教に合一しつつあります<sup>13)</sup>」と指摘される時、キリスト教伝達後の唯一の変化が、同教への帰依者の続出であることに照らしても、「ユートウピア」で最も支配的な宗教がキリスト教であることには、疑問の余地がないであろう。無論、キリスト教といっても、必ずしも当時の正統カトリシズムと全く同じものである必要はない。ここに、仮空の人物ヒュトロダエウスは、実はモアその人であり、したがって、「ユートウピア」人の思想は、ほかでもないモア自身の思想であることが明らかになったわけである<sup>14)</sup>が、ここに見られるようなキリスト教世界の統一は、実にモアの悲願だったのである。

しかも、「ユートウピア」は、モアの理想的な国家像であった<sup>15)</sup>。「ユートウピア」の説明をした直後に、彼がヒュトロダエウスに「これで最善であると私が確信している社会、また、それだけでなく、公共社会という名を正当に用いることができる唯一のものと思われる社会の形態を、できる限り真実通に皆様に説明申し上げたわけです<sup>16)</sup>」と語らせ、更に、「ユートウピア」以外の諸国の不正と不公平に対して、その正義と公平を具体的な事実を指摘して絶讃させていること、そして、何よりも、「ユートウピア」人の幸福な生活の叙述を見る時、このことは、明白であろう。

#### 注

- 1) Utopia, pp. 186—187. 沢田訳, 448頁。
- 2) *ibid.*, pp. 102—109. 沢田訳, 394—398頁。
- 3) *ibid.*, pp. 65—67. 沢田訳, 367頁。

- 4) *ibid.*, pp. 80—85. 沢田訳, 378—380頁。
- 5) *ibid.*, pp. 232—233. 沢田訳, 479頁。
- 6) *ibid.*, pp. 226—227. 沢田訳, 476頁。
- 7) 長女マーガレットの教育の成果に代表されるように、モアは、婦人の能力をかなり高く評価していた。モアの婦人教育については、Vgl. K. Kautsky, *Thomas More und Seine Utopie*, 4 Aufl. 1920, S. 128—S. 132. 渡辺義晴訳『トマス・モアとユートウピア』, 1969年, 149—152頁。R. W. Chambers, *op. cit.*, pp. 181—182.
- 8) *Utopia*, pp. 186—187. 沢田訳, 448頁。
- 9) *ibid.*, pp. 72—73. 沢田訳, 372頁。
- 10) キリスト教的希望については、Vgl. E. Brunner, *Das Ewige als Zukunft und Gegenwart*, 1965.
- 11) Cf. R. W. Chambers, *op. cit.*, pp. 126—128.; E. Surtz, *The Praise of Pleasure: Philosophy, Education, and Communism in More's Utopia*, 1957, pp. 4—7.; *The Praise of Wisdom*, *op. cit.*, pp. 5—20.; G. Möbus, *Macht und Menschlichkeit in der Utopia des Thomas Morus*, 1952, S. 15—S. 30.
- 12) *Utopia*, pp. 216—219. 沢田訳, 469頁。
- 13) *ibid.*, pp. 216—217. 沢田訳, 468頁。
- 14) モアの社会思想については、彼の友人達 (G. ビューデ, J. バスライド, エラスムス) の間に見解の一致があった (J. H. Hexter, *More's Utopia, The Biography of An Idea*, 1952, pp. 43—47)。Cf. W. E. Campbell, *More's Utopia and his Social Teaching*, 1930, p. 47.; T. H. Bridgett, *Life and Writings of Blessed Thomas More*, 1913, p. 105.  
 なお、『ユートウピア』に複雑な構成方法が採用されたのは、演出効果もあったことは否定できないが、何よりも、一挙手一投足も見逃さない絶対君主に対するモアの警戒心によるものであった (山崎時彦『近代政治思想史概説』, 1965年, 53—54頁)。幾つかの巧妙なカモフラージュについても、同様である。また、それが、モアの母国語である英語ではなくてラテン語で書かれ、しかも、彼の生前には英訳されなかったことは、彼が、差し当りは、ヨーロッパの精神界に訴えたかったこと、その意図や内容が、民衆に誤解されるのを恐れたことによる。
- 15) 伊達, 前掲書, 267—279頁と比較せよ。
- 16) *Utopia*, pp. 236—237. 沢田訳, 483頁。

### 第3章 『ユートウピア』の特質

#### 第1節 モアの人間観

モアは、現実分析を行っている『ユートウピア』第1巻およびその末尾の至る所で、人間の悪徳である怠惰<sup>1)</sup>、貪欲<sup>2)</sup>、高慢心<sup>3)</sup>に批判を加えている。これは、いわゆる三大悪徳論の主張と解される。ただ、モアの場合、高慢心こそが諸悪の根源であると考えられていた。彼は、言う。全世界が「ユートウピア」の法を採用するという事態は、「もしも、あらゆる災過の首領であり母親である…高慢心 (*superbia*) が反抗してさえいなかったら、実際起り得たでしょう。……高慢心は、自分が支配し嘲笑できる相手としての惨な人達がいなくなってしまうのだったら、女神にさえなりたくないのです。なぜなら、惨な人達の悲惨さと対照されて初めて、高慢心の幸福は殊更に輝き出すのであり、高慢心は、自分の富を見せつけて惨な人達を苦しめ、その貧苦を煽り立ててやろうとしているからです」<sup>4)</sup>と。このように、高慢心は、富や権力や徳などのあらゆる手段を駆使して、

自らを他人の上位に置こうとする衝動を持っているがゆえに、すべての社会悪の究極の原因とされるわけである<sup>5)</sup>。高慢心は、他者に対して自己を誇示するために富や権力や名誉を追求するわけであるが、その際、それは、貪欲 (aviditas) という悪徳を生み出し、また、それらが獲得された後には、怠惰 (otium) という悪徳をも結果するであろう。そして、この悪の元兇とも言うべき高慢心が、「人間の心の中に余にも深く入り込んでしまったので、容易には追い出せません」<sup>6)</sup>とされる時、モアの間観は、キリスト教的な原罪説によって深く規定されていた、と言わなければならない。

## 第2節 「ユートウピア」の非現実性

「ユートウピア」が腐敗した現実に対置された理想的な国家像であることに対応して、「ユートウピア」人の人間像は、勤勉・寡欲・謙虚といった徳性を有する理性的なものである。そして、国民皆労の共産制は、その制度的表現であった。それでは、「ユートウピア」の中核であるこの共産制をモアは実現可能なものとして考えていたのであろうか。これを解明することが、本節の課題である。

彼が高度の文化国家「ユートウピア」の誕生について触れているのは、ごく僅かである。それは、平定者であるユートウス王が、粗野な原住民を教化した結果成立したという<sup>7)</sup>。「ユートウピア」の成立については、それ以外のことは一切述べられていない。それゆえ、その実現は、挙げて哲人王ユートウスの教化力如何に懸っていると云わなければならない。彼は、その神的とも言うべき教化力により、原住民の諸悪徳の美德への転換を可能にし、共産制を実現することが期待されるであろう。また、成立した共産制は、諸悪徳の克服を助長するであろう<sup>8)</sup>。しかし、人命を尊重し、暴力的な強制を嫌悪するモアにとっては、共産制の実現・維持の手段として物理的強制力や心理的暴力を使用することは、許し難いことであった。したがって、「ユートウピア」の実現は、究極においては、ユートウス王の政策に対する原住民の同意に求められると言っても、過言ではないであろう。ところで、そもそも、「ユートウピア」の共産制とその施設目的である幸福な生活を実現するためには、理性の力だけでは不十分であり、その背後に、靈魂の不滅とその幸福志向的被造性、ならびに、神の摂理による世界支配という宗教的原理が存在していることが、必要であった<sup>9)</sup>。そして、その共産制が十分に機能するためには、少なくとも大多数の国民の間に、謙虚な隣人愛の精神と厳格な自己規律の態度が、浸透していなければならないはずである<sup>10)</sup>。しかし、それは、人間の力だけでは、現世では、不可能なことであった。何よりも、過去15世紀に渡ってキリスト教を信仰し続けて来たヨーロッパが、キリストの教を体得し得なかったことが、このことを雄弁に物語っているのではないか。それだからこそ、モアは、その後の作品において、共産主義思想に対して、私有財産制を詳細且明瞭に擁護したのである<sup>11)</sup>。すなわち、外部組織の単なる変更としての共産主義的社会組織自体は、彼の意見によれば、何か——人間の心中深く潜む貪欲と高慢心——を克服しない以上、世界を混沌状態に突き落とすだけなのである<sup>12)</sup>。モアがヒュトロダエウスをして、「自分自身の利益に対する配慮、あるいは（自らの偉大な英知によって何が最善のものかを知り賜わないはずはなく、また、その慈悲によって最善なりと自ら知らせ賜わないはずはない）救世主キリストの権威、



そのどちらかのお陰で、全世界はとっくの昔にユートピア社会の法を採用していたに違いない……こういう事態は、もしも、あらゆる災禍の首領であり母親である……高慢心が反抗してさえいなかったら実際起り得たでしょう。……この高慢心は、人間の心の中に余にも深く入り込んでしまったので、容易には追い出せません』<sup>3)</sup>と語らしめ、また、彼自身「ユートピアの社会には、我が社会においてもそうあることを期待したいというよりも、正しく言うならば、希望したいようなものが沢山ある』<sup>4)</sup>と主張する時、彼は、疑もなく「ユートピア」の非現実性を承認しているのである<sup>15)</sup>。無論、このことは、そこに盛り込まれた一切の事項が非現実的であるとは限らない。ここでは、ただ、共産制についてのみ断定しているにすぎないのである<sup>16)</sup>。それでは、なぜモアは、このように実現不可能な国家像を描いたのであろうか。次に、我々は、『ユートピア』を提示した彼の意図を解明しなければならない。

### 第3節 『ユートピア』の目的

モアの理想的でしかも非現実的な国家像であった「ユートピア」はヨーロッパ社会の腐敗した現実に対置されている。彼は、『ユートピア』の第1巻とその末尾において、ヨーロッパの現状に対する包括的な批判を展開した。そこでは、とりわけ私有財産制度と貨幣制度が生み出す諸害悪、ならびに、それらを悪用に導く高慢心と食欲が、非難の対象になっていた。それだけでなく、そこには、幾つかの現実的な対策も考えられていたように思われる<sup>17)</sup>。本書が、古代ギリシア・ローマの古典に通暁し、地理上の発見がもたらす新大陸に関する知識を入手したヒューマニストが、その想像力を自由に駆使した結果として完成した「国家小説」の形態を採っているために、そこには、確かに、奇異の念を抱かせるものや空想的なものが混入し、その叙述も厳密を欠いている。しかし重要なことは、基本的に第1巻は現実批判として描かれ、第2巻は、腐敗した現実に対置された理想的な国家の描写として登場している、ということである。そこでは、理想的な国家像である「ユートピア」は、醜悪なヨーロッパ社会を評価するための基準としての意味を持つであろう。このように、現実の国家と当為の国家とを対置する手法は、いずれか一方のみを提示するやり方よりも、前者の問題性を浮彫にし、批判するには、はるかに効果的な方法であると言わなければならない。その際、彼は、単なる問題点の指摘や批判に止まらず、恐らく「ユートピア」の諸制度の一部だけでも、ヨーロッパの諸国が模倣することを望んでいたであろう。たといそれさえ不可能であったにせよ、少なくともそれを一つの参考資料にして、当時のヨーロッパの知識人が、政治や国家のあり方を真剣に問い直し、その成果が君主達に作用することを期待していたことだけは、疑問の余地がないであろう。彼は、何よりも、彼等に対して、「ユートピア」の二大支柱であった国民の福祉と国際平和への配慮を求めたのであった<sup>18)</sup>。この意味において、『ユートピア』をエラスムスの『キリスト教君主教育論』やマキアヴェッリの『君主論』とともに、一種の君主教書と解することも可能である<sup>19)</sup>。ここで要約すれば、『ユートピア』は、ヨーロッパ諸国の問題性を構造的に捕足することによって、現実政治に対して深刻な反省を求める目的で著わされたのである<sup>20)</sup>。エラスムスが、フッテン宛の書翰の中で、「モアが『ユートピア』を書いた意図は諸国家のひどい条件の原因をあ

きらかにすることであったが、その叙述においては、かれがよく研究し、熟知している英国のことをとくに念頭においていたのである<sup>21)</sup>と伝えていることは、このことを裏書するであろう。

## 注

- 1) *Utopia*, pp. 62—67., pp. 238—239. *passim*; 沢田訳, 364—367頁, 384頁等等。
- 2) *ibid.*, pp. 66—67., pp. 240—241. *passim*; 沢田訳, 367頁, 485頁等等。
- 3) *ibid.*, pp. 96—97., pp. 242—243. *passim*; 沢田訳, 389頁, 485頁等等。
- 4) *ibid.*, pp. 242—243. 沢田訳, 486頁。
- 5) 例えば, *The Yale Edition of the Complete Works of St. Thomas More, Vol. 2. The History of King Richard III*, ed. by R. S. Sylvester, 1963, p. 12 にも同様な見解が見られる。
- 6) *Utopia*, pp. 242—245. 沢田訳, 486頁。
- 7) *ibid.*, pp. 112—113. 沢田訳, 401頁。
- 8) J. H. Hexter, *op. cit.*, p. 80.
- 9) *Utopia*, pp. 160—163. 沢田訳, 431頁。および, *ibid.*, pp. 220—223. 沢田訳, 472頁。
- 10) 『ユートウピア』第1巻にも, 次のような主張が見られる。「万事がうまくということは, すべての人が善人でない限り, 不可能ですし, そういう状態は, 長年月待っても実現できるとは期待しておりません」(*ibid.*, pp. 100—101. 沢田訳, 392頁)。
- 11) *Utopia with the Dialogue of Comfort*, ed. by Ernest Rhys, 1923, pp. 254—255.
- 12) J. H. Hexter, *op. cit.*, p. 72.
- 13) *Utopia*, pp. 242—245. 沢田訳, 486頁。
- 14) *ibid.* pp. 246—247. 沢田訳, 488頁。
- 15) O. Zippelius, *Geschichte der Staatsideen*. 1971, S. 75.; Vgl. K. Kautsky, *op. cit.*, S. 318—S. 321. 渡辺訳, 378—382頁。J. H. Hexter, *Introduction to "Utopia" (Utopia, op. cit.)* pp. xxvi—xxvii. 田村, 前掲書, 107—108頁。
- 16) 同様なことは, 「ユートウピア」に見られる, 共和制的な哲人政治についても妥当するように思われる。というのは, 第1に, 国家創設時の王政からそれに移行した理由や方法については, 何ら述べられていず, 第2に, 現実批判を主眼とする『ユートウピア』第1巻においては, たとい必ずしも十分に明確に理論化されていないにせよ, 立憲君主制が主張されているからである。すなわち, そこでは, 国王は民衆の福祉のために存在するものであり, それゆえ, 国王の権限は, 法と習慣によって制限されるべきことが説かれているのである (*Utopia*, pp. 94—97. 沢田訳, 388—390頁)。  
これに対して, 「ユートウピア」の宗教論は, かなり現実性を帯びたものとして考察されたものと解される。というのは, 例えば, その宗教寛容論には, モアの後半生における宗教的実践との基本的な一致が見られるからである (竹内敏幹「トマス・モアにおけるヒューマニズムとカトリシズム」〈『思想』1950年11月号所収〉51—52頁と比較せよ)。すなわち, モアは, ルター等の異端を攻撃して, 教皇権の優越性, 伝承主義を擁護し, 偶像崇拜, 巡礼等の慣行を弁護し, 平和と秩序を乱し, 世界に荒廃をもたらす異端は, 極刑に値するとして, 異端迫害の正当性を説いた (*A Dialogue concerning Heresies and Matter of Religion made in 1528. Sir Thomas More*, ed. by W. E. Campbell, 1927.)。しかし, 問題なのは, この異端運動の排他的・暴力的・大衆運動的性格である。モアは, 「ユートウピア」において, あらゆる宗教に信教の自由を容認したが, その信仰活動に対しては, 理性的・非排他的という条件を付けているのである。ローマ・カトリック体制そのものが危険に晒されている時, 改革者のとるべき道は, 先ず, その擁護にほかならなかった。ただ, 違反者に対する刑罰が, 「奴隷」刑か追放刑であった (*Utopia*, pp. 220—221. 沢田訳, 470頁) のが, 死刑へと一等加重されている点が問題になる。しかし, この点は, ルター等の運動が, 大規模な大衆運動の形態を採り, モアに危機感を与えたためと考えられる。つまり, 平時と戦時

もしくは原則と例外、換言すれば、単なる量的な変化にすぎないのである (E. Surtz, *Praise of Wisdom*, op. cit., p. 17.)。

- 17) 例えば、いわゆる第一次エンクロージャー運動のもたらす弊害に対しては、①囲込地の農地への再転換、②富者による買上・市場独占の禁止、③織物業の再建、④貧者や浮浪者の更正といった、かなり現実的な対策が提案されている (*Utopia*, pp. 68—71. 沢田訳, 370頁)。J. H. Hexter, op. cit., pp. 124—155を見よ。
- 18) Cf. R. Ames, *Citizen Thomas More and His Utopia*, 1949, pp. 18—19.
- 19) 藤山政道『ヒューマンイズムの政治思想』, 政治学叢書 3, 昭和13年, 87頁。および、南原, 前掲書, 163頁。
- 20) 伊達, 前掲書, 271—272頁と比較せよ。
- 21) K. Kautsky, op. cit., S. 318f. 渡辺訳, 379頁。

## おわりに

以上、我我は、主として『ユートピア』に見られるトマス・モアの政治思想について検討して来たが、最後に、その特質を明らかにし、併せて、政治思想史上におけるモアの位置を模索して、本稿を終ることにしたい。

上述のように、『ユートピア』は、封建社会の崩壊過程＝絶対主義の成立過程の分析と批判を目的として著わされた、一種の国家小説ないし政治小説であった。したがって、そこには、空想的な要素が少なからず混入され、共産制を初め「ユートピア」の諸制度の多くは、著者において非現実的なものと考えられていた。しかし、そこには、政治思想史上注目すべき要素が、少なからず含まれていることも否定できないのである。これを検討する前に、我我は、「ユートピア」の基本的な性格を明らかにしておかなければならない。

「ユートピア」の社会制度、なかんずくその中心制度である共産制の施設目的は、全住民に対して幸福な生活を保障することにあつた。それゆえ、そこでは、生産・分配の諸部門において平等主義の原則がほぼ貫徹されている。これは、モア独自の正義の観念に基づくものであつた。各人は、一定時間能力に応じて働き、必要に応じて分配を受け、余暇は精神の自由な活動と発展のために費消され、そこに人間生活最高の幸福があると考えられている。このように、「ユートピア」には、ヒューマンイズムの自由な精神が脈動し、その生活を魅力あるものにしてしている。また、理性的なものが尊重される結果、生活は、道徳的・合理的でもある。しかしながら、日常生活全般において、各人が自由意志で活動することが許されているわけではなく、彼等には、年長者とりわけ男子の年長者に従うことが求められている。ここに、我我は、民衆不信に基づく、カトリシズムの秩序を見出すのである。そればかりでなく、「ユートピア」の平等主義や快樂主義の根底にも宗教的原理が存在し、理性の自由な活動を規制している。にもかかわらず、その宗教的原理が、宗派争が惹起する秩序と平和の破壊を予防するためとは言え、少数のごく基本的なものに限定されているために、生活特に信仰生活は、特に悶々でも固苦しくもない。

このように、「ユートピア」においては、一般民衆の能力の限界を前提にして、彼等に対する知的エリートや長老による指導監督が考慮されているにもかかわらず、そこでは、人間の基本的平等

が承認されていることは否定できない。すなわち、そこには、ルネッサンスによって発見された人間の尊厳が生かされているのである。また、信仰が究極において理性に優越するとしても、「ユートウピア」の生活の実際においては、理性が殆どすべてを支配していると言っても過言ではないであろう。このような意味で、ルネッサンスという中世から近世への過渡期の所産であった「ユートウピア」は、相対的に近代的なものとして把握することができるであろう<sup>1)</sup>。

このような「ユートウピア」の進歩的性格を反映して、『ユートウピア』に盛り込まれた政治思想広くは社会思想の中には、注目すべき要素が少なくない。第1に、共産主義思想である。これは、古代・中世的労働蔑視の克服の上に成立した、平等主義的なものであり、何よりも、共産制の施設目的が、全住民の教養の高揚と文化の発展に置かれている点が重要である。換言すれば、これは、国家の存在理由は国民に対する精神的文化の保障にあるとの主張であり、同時代人マキアヴェッリの「国家理性」と好対照を成している。この点は、政治の主体が少数の知的エリートと長老に限定されているという時代的制約があるにせよ、先行者には見られなかった全く新しい契機であり、高く評価されなければならない。第2に、立憲君主制思想である。これは、国民全体の福祉という観点から提起されたものであり、モアにおいてかなり明確に理論化されていたと解されるが、その理論的体系如何は不分明である。したがって、彼の立憲君主制思想は、萌芽的なものであり、徴候的意義を有するに止まるものと言わなければならない。第3に、平和思想である。モアによれば、人間には本来的な善意が存在し、それが人間相互を結びつけている。これは、国際関係においても妥当し、諸国民の間にも、自然的友好関係が可能である。それゆえ、戦争は、相手国の不法行為に対する制裁に限られ、戦時においても、敵味方双方の国民の生命が尊重される。この平和思想は、国民の福祉という観点から考察されたものであり、現代においてもなお高い意義が認められるべきものである。第4に、宗教寛容思想である。モアは、ローマ・カトリック教会の教義に反する異端の審問が猛威を振り、彼等の少なからずが極刑に処されていた時代において、国民福祉の前提である社会平和の実現と真理の自己開示の条件整備という観点から、必要的信仰事項を承認するあらゆる宗教に対する寛容を説いた。ここには、宗教改革時代を越えて、一挙に近世啓蒙思想に連なるものがあり<sup>2)</sup>、極めて高く評価されなければならない。

以上のように、主として『ユートウピア』に見られる政治思想には、注目すべき要素が少なくない。ここで見逃してはならないことは、それらがただ一点に収斂して行くという事実である。すなわち、それらが考案された目的は、ただ国民全体の福祉の実現という一事にあったのである。確かに、モアにおいては、未だ国民全員に政治の主体としての地位が承認されていない。これは、主としてモアの置かれた時代的制約によるものであった。しかし、彼が、全国民に対して、物質的基礎と幸福実現の機会を平等に保障すべきことを説いていることこそが、それにも増して重要である。ここに、政治思想史上モアの意義が認められる点は、国民各自の福祉の実現を政治の課題として提起した、ということである。近世初頭の新しい社会的現実の暗黒面の分析と批判を主目的として著わされた『ユートウピア』に盛り込まれた諸思想は、挙げて国民全体の福祉を志向していた。換

言すれば、そこに見られる厳しい批判と提言は、国民の福祉に対する熱烈な情熱によって裏打されていた。モアが、単に、ユートピアという政治的思考の一原型の創始者として、後代のユートピア思想に対して内面的な力を与え得たに止まることなく、後世の政治思想一般の発展に対して決定的な影響を与え得たことは、こうした事情を抜にしては説明できないであろう。

## 注

- 1) Cf. M. Beer, *A History of British Socialism*, Vol. I, 1921, p. 31. 大島清訳『イギリス社会主義史』(一), 1968年, 82頁。斎藤美洲『英国近代精神の胎動』, 昭和41年, 198頁。
- 2) 南原, 前掲書, 158頁。